

「入札参加者の資格等について」の一部を改正する公告

入札参加者の資格等について（令和 2 年 3 月 16 日旭市公告第 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 7 月 31 日

旭市長 明智 忠直

（変更前）

第 1 入札に参加することができる者

入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、資格審査を受け、旭市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

（1）～（8） 略

（9） 法人税（個人にあっては所得税）又は消費税若しくは地方消費税を完納していない者

（10） 千葉県内に本店又は営業所等を有する者にあつては、すべての千葉県税を完納していない者

（11） 旭市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、旭市税（個人にあつては旭市税及び県税）を完納していない者

（変更後）

第 1 入札に参加することができる者

入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、資格審査を受け、旭市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

（1）～（8） 略

（9） 法人税（個人にあっては所得税）又は消費税若しくは地方消費税を完納していない者 （新型コロナウイルス感染症等に係る納税猶予の特例の適用が認められた者は除く。）

（10） 千葉県内に本店又は営業所等を有する者にあつては、すべての千葉県税を完納していない者 （新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の適用が認められた者は除く。）

（11） 旭市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、旭市税（個人にあつては旭市税及び県税）を完納していない者 （新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の適用が認められた者は除く。）

附 則

この公告は、令和 2 年 7 月 31 日から施行する。